

## 令和5年度 介護保険負担限度額認定証の更新について（お知らせ）

### 【1】 現在認定証をお持ちの方について

被保険者の住所地又は送付先設定の住所に更新申請書を送付します。姫路市介護保険課へ6月30日（金）までに提出をお願いします。

#### （提出の方法）

- ① 郵送する場合、更新案内に同封している返信用封筒で申請書を提出してください。
- ② 窓口を持参する場合、介護保険課窓口、各支所・出張所・サービスセンター・保健福祉サービスセンター、駅前市役所、家島事務所の各窓口へ申請書を提出してください。（家島以外の地域事務所では受付しておりません。夢前・香寺・安富の地域の方は各地域の保健福祉サービスセンターへお越しください。）

※申請書を紛失している場合は、ホームページの「各種申請手続きのご案内」→「手続きの概要」ページより申請書をダウンロードしてご使用ください。

※ダウンロードできない場合は、各支所・出張所・サービスセンターと保健福祉サービスセンターにも申請書を備え付けています。

#### （注意事項）

- ・必要事項の記入がないなどの不備がある場合、介護保険課から問い合わせや再提出の依頼をいたします。それにより認定の結果通知が遅れる場合があります。特に「預貯金等に関する申告欄」と「同意書の署名欄」の記入もれにご注意ください。
- ・6月30日（金）の締切日以後も受付いたしますが、7月下旬の認定証等の発送が遅れる場合がございますので、あらかじめご承知ください。

なお、8月以降も継続して認定を受けるための最終の締切日は8月31日（木）です。

9月1日以後の受付は新規申請となり、添付書類が必要になるほか、認定期間の開始は提出した月の初日になりますので、特にご注意ください。

### 【2】 有効期限について

今回新たに認定する負担限度額の有効期限は、令和6年7月31日までとなります。

負担限度額認定の有効期限は、8月1日から翌年7月末日までとなっており、毎年申請が必要となります。

※8月1日以降については、必ず新しい認定証を施設等に提示の上、サービスをご利用ください。  
新しい認定証は7月末に送付予定です。

## 申請書の提出についての注意事項

### 認定要件

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者</li> <li>・ 生活保護受給者</li> <li>・ 境界層該当者（本来の負担額であれば生活保護が必要になるが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方）</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税非課税世帯であって、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額（※1）と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> <li>・ 境界層該当者</li> </ul>
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税非課税世帯であって、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額（※1）と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方</li> <li>・ 境界層該当者</li> </ul>
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税非課税世帯であって、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額（※1）と合計所得金額の合計が120万円超の方</li> <li>・ 境界層該当者</li> </ul>

市民税非課税世帯であっても、下記①②いずれかに該当する場合、負担限度額認定の対象にはなりません。

①別世帯にいる配偶者（世帯分離している場合も含む）が市民税課税者である場合

②預貯金等の合計金額が以下の基準額を超過する場合

第1段階 ……預貯金等の合計が単身1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）を超える場合

第2段階 ……預貯金等の合計が単身650万円（配偶者がいる場合は1,650万円）を超える場合

第3段階① ……預貯金等の合計が単身550万円（配偶者がいる場合は1,550万円）を超える場合

第3段階② ……預貯金等の合計が単身500万円（配偶者がいる場合は1,500万円）を超える場合

※2号被保険者の基準額は第1段階と同じです

※1) 利用者負担段階の判定に用いる収入には、非課税年金（遺族年金・障害年金）収入も含まれます。

※2) 市民税課税層における特例減額措置……高齢夫婦世帯等で、かつ施設に入所し食費・居住費を全額負担した結果、もう一方の配偶者が生計困難に陥る場合は、申請により負担限度額が認定されます（収入・預貯金等が一定以下であること）。詳しくは別途お問い合わせください。

### 添付書類の必要な方

1. 境界層に該当する方は、生活保護を申請した際に福祉事務所で発行される『境界層該当証明書』を添付してください。（昨年度申請をされ現在認定されている方は、毎年添付が必要です）
2. 申請書欄に負債額を記入された方は、金銭消費貸借契約書や住宅ローン残高証明書の写しを添付してください。
3. 成年後見人等が選任されている方は、登記事項証明書の写しを添付してください。
4. 9月以降に申請する場合は、本人及び配偶者の預貯金等の写し（定期預金・有価証券・出資金証書含む）が必要となります。